

農業土木工事施工管理基準の一部改正について

改正 (令和6年10月)

農業土木工事施工管理基準

目次 [略]
 第1 目的 ~第5 用語の定義 [略]
 別表第1 直接測定による出来形管理
 1 [略]

農業土木工事施工管理基準 R6.10 版 (別表第1)

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準		
ほ 場 整 備 工 事	2 10 表土扱い	10 厚さ(T)	⊕ 20% ⊖ 15%	⊖ 20%	10a 当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)	
		20 基盤造成	指定したとき⊕ 100	⊖ 150		10a 当たり3点以上。 (標高測定する)
	21 表土整地	20 均平度(◇)	⊕ 35	⊖ 50		
		30 畦畔復旧	10 幅(B)	⊕ 100 ⊖ 35		⊖ 50
	20 高さ(H)		⊕ 100 ⊖ 35	⊖ 50	幹線道路は、施工延長 50mにつき1箇所の割 合で測定する。 支線道路は、施工延長お おむね200mにつき1 箇所の割合で測定する。	
	40 道路工 (砂利道)	10 幅(B)	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150		
		20 厚さ(T)	⊕ 30	⊖ 45		
		30 施工延長 31 #		⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400		

現 行 (令和6年4月)

農業土木工事施工管理基準

目次 [略]
 第1 目的 ~第5 用語の定義 [略]
 別表第1 直接測定による出来形管理
 1 [略]

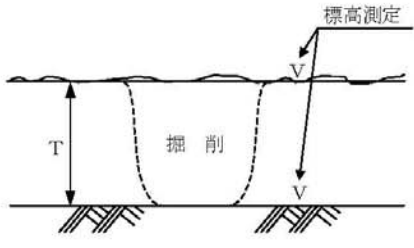
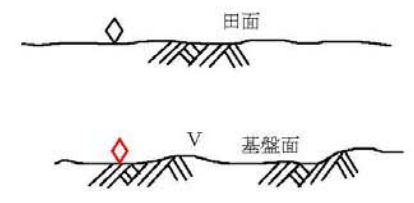
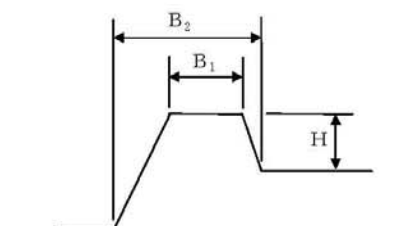
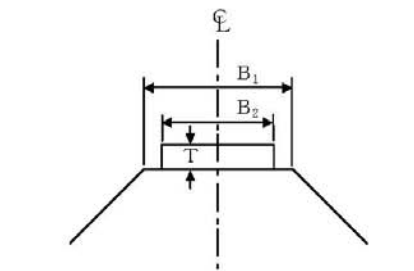
農業土木工事施工管理基準 H29.10 版 (別表第1)

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準		
ほ 場 整 備 工 事	2 10 表土扱い	10 厚さ(T)	⊕ 20% ⊖ 15%	⊖ 20%	10a 当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)	
		20 基盤造成	指定したとき⊕ 100	⊖ 150		10a 当たり3点以上。 (標高測定する)
	21 表土整地	20 均平度(◇)	⊕ 35	⊖ 50		
		30 畦畔復旧	10 幅(B)	⊕ 100 ⊖ 35		⊖ 50
	20 高さ(H)		⊕ 100 ⊖ 35	⊖ 50	幹線道路は、施工延長 50mにつき1箇所の割 合で測定する。 支線道路は、施工延長お おむね200mにつき1 箇所の割合で測定する。	
	40 道路工 (砂利道)	10 幅(B)	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150		
		20 厚さ(T)	⊕ 30	⊖ 45		
		30 施工延長 31 #		⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400		

農業土木工事施工管理基準の一部改正について

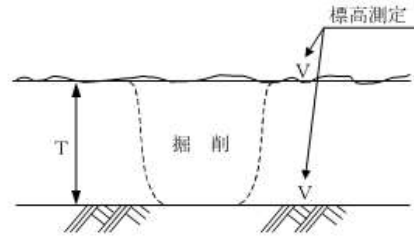
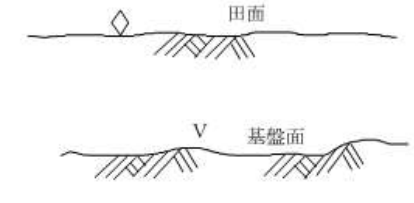
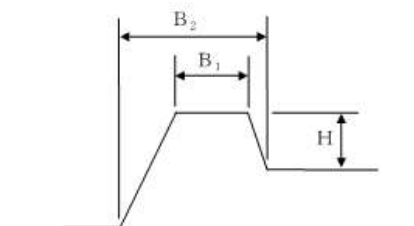
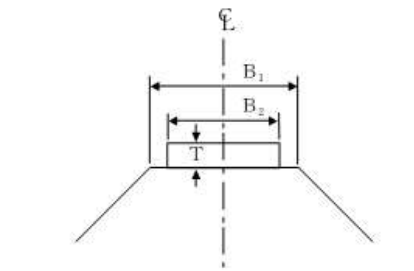
改 正 (令和6年10月)

農業土木工事施工管理基準 R6.10版 (別表第1)

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 基準高は、基盤面の高さとする。 2 均平度は <u>基盤整地後と表土埋戻後に測定する。</u>
幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
幅、厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		舗装を行うときは、「4農道工事」を適用する。

現 行 (令和6年4月)

農業土木工事施工管理基準 R29.10版 (別表第1)

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 基準高は、基盤面の高さとする。 2 均平度は表土埋戻後に測定する。
幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
幅、厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		舗装を行うときは、「4農道工事」を適用する。